



PRESS RELEASE

2015年10月27日

株式会社日本証券クリアリング機構

各 位

米国商品先物取引委員会（CFTC）からの Derivatives Clearing Organization 登録免除について

2015年10月26日、当社の金利スワップ取引の清算業務に関し、一定の条件に従って米国商品取引所法に基づく当社のデリバティブ清算機関（Derivative Clearing Organization「DCO」）としての登録義務を免除することについて、米国商品先物取引委員会（CFTC）の決定（Order of Exemption from Registration）が下されました。

当社は、これまで CFTC より期限付きのノーアクションレターを受けることで、清算参加者及び清算参加者のアフィリエイトが米国人（U.S. Person（注1））に該当する場合であっても、金利スワップ取引の清算を可能としてきました。今回の DCO 登録免除の決定により、全ての金利スワップに関して、これら清算参加者及び清算参加者のアフィリエイトに対して、恒久的に清算を行うことが可能となります（注2）。

今回の決定を受け、当社代表取締役社長の深山浩永は、「2009年のG20ピッツバーグサミットにおいて店頭デリバティブの清算集中が国際的な公約とされた中、日本及び米国では世界に先駆けて清算集中が導入された。今回の登録免除の決定により、当社は金融規制改革を率先して進めている両国間での金利スワップのクロスボーダー取引を清算できる最初のCCPとなることができた。ご当局をはじめとする関係各位に厚く御礼を申し上げます。当社は既に欧州証券市場監督局による第三国CCPの認証を取得し（注3）、豪州の店頭デリバティブ関連法令に基づく Prescribed CCP としての指定を受けているが（注4）、今後も多様なクロスボーダー取引を清算できるよう国際的な規制への対応を進めるとともに、清算サービスの機能向上に努めてまいります。」と述べています。

CFTCによる決定の詳細につきましては、以下のCFTCウェブサイトをご参照ください。

CFTCからのリリース：<http://www.cftc.gov/PressRoom/PressReleases/pr7269-15>

CFTC決定内容：<http://www.cftc.gov/idc/groups/public/@otherif/documents/ifdocs/jscdcoexemptorder10-26-15.pdf>

（注1）CFTCが公表する Interpretive Guidance and Policy Statement regarding Compliance with Certain Swap Regulations（78 Fed.Reg.45292（July 26,2013））IV. A.1.に規定される U.S. Person

CFTC 公表へのリンク：<http://www.cftc.gov/idc/groups/public/@lfederalregister/documents/file/2013-17958a.pdf>

（注2）清算参加者及び清算参加者のアフィリエイトに関して清算を行うことは可能ですが、U.S. Person に該当する顧客に対して清算を行うことはできません。

（注3）当社プレスリリース「欧州証券市場監督局による第三国CCPの認証の取得について」

HPリンク：http://www.jsc.co.jp/information/press_releases/press20150430.html

（注4）当社プレスリリース「豪州における Prescribed CCP への指定について」

HPリンク：http://www.jsc.co.jp/information/press_releases/press20150909.html

以 上

<本件に関する御照会先>

（株）日本証券クリアリング機構 企画グループ（電話 03-3665-1439）